

食肉生活衛生同業組合・食肉公正取引協議会の主要事業

静岡県食肉生活衛生同業組合は、「生衛法（生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律）」に基づき、県下一円を区域として、食肉を販売する事業者で組織する組合です。県下に21支部を置き、行政官庁の指導を受け、系統団体と協調して、衛生施設の改善・向上の普及と組合員の経営安定及び福祉厚生等の生活衛生活動の諸事業を推進し、食肉販売事業者の繁栄に努めています。組合の主要事業は、

- 組合員に対する食品衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導講習会の実施
- 組合員及びその従業員福利厚生のため、全国組織による割安の保険で高額な補償が得られる「全国食肉福祉共済制度（がん保険、医療保険、所得補償保険の上乗せプラン有り）」、「ジュニア/シニア保険」の取扱い
- PL法対応のための全国組織による安い掛け金で幅広い補償が得られる「食肉組合店舗賠償責任共済」の取扱い
- 組合員の経営の合理化、設備の近代化のため、低利の日本政策金融公庫振興貸付（設備・運転資金）の受付と資金証明書の発行
- 静岡県食肉事業協同組合連合会が取扱う食肉販売店関連商品の斡旋
- 食肉業界に寄与した功労者及び各店舗の永年勤続優良従業員の表彰並びに国・県が行う生活衛生関係功労表彰の推薦

静岡県食肉公正取引協議会は、県下の食肉及び食鳥肉の小売業者・卸売業者と静岡県食肉生活衛生同業組合と静岡県食鳥肉販売業生活衛生同業組合の2団体で構成し、食肉公正競争規約を実施する団体です。主要事業は、「景品表示法」「食品衛生法」「JAS法」「計量法」等の法律に基づき、業界での食肉表示ルール「食肉の表示に関する公正競争規約・同施行規則（公正取引委員会が認定）」を設け、会員の不当表示と無益な競争の排除、正常な商慣習の確立、消費者から信頼される店づくりの推進、更には、消費者からの苦情処理や公正取引委員会及び行政機関との対応など会員のため、次の事業を行っています。

- 食肉の表示に関する公正競争規約・同施行規則の啓発
 - ・ 同規約及び規則の会員への配布
 - ・ 「お肉の表示ハンドブック」の更新と無償配布
 - ・ 適正表示指導員の設置
- 公正競争規約違反に対する指導
 - ・ 適正表示指導員による店頭表示実態調査と巡回指導
 - ・ 広告（チラシ）の表示違反の指導調査
 - ・ 公正取引委員会及び県からの指摘事項の改善指導
- 消費者からの苦情処理
- 適正表示ステッカーの配布と更新
- 公正取引委員会、県、全国食肉公正取引協議会との連携